

平成26年7月13日(日)午後4時半頃、小樽市銭函3の海水浴場(おたるドリームビーチ)から海水浴帰りの女性4人がひき逃げされ、3人が死亡するという誠に悲惨で悲しい交通事故が発生しました。(4人目の方は首の骨を折る重傷)

このような悲惨な飲酒運転による事故が発生したわずか4日後、協会会員事業所の運転手が、ダンプを運転して保管場所に戻る途中、酒気帯び運転で地元警察署に検挙されるという信じられない事案が発生しました。

今回、小樽で発生した飲酒交通事故を

**全く他人事としてしているとしか言いようのない事案です。**

「ビールの一杯くらい」

「捕まらなければ大丈夫」

「事故を起こさなければ大丈夫」

「ちょっと近くのコンビニまで」

などの自己本位で身勝手な考えで車両を運転しないでください。

今回のような悲惨な事故を発生させると、尊い命が失われ、会社が負う代償、起こした運転手は勿論、家族の一生を台無しにしてしまい、一生この罪は消えません。

**飲酒運転は、飲酒した本人は勿論、一緒に飲んだ周辺者、酒、車の提供者罰則の対象。**

●飲酒運転罰則●

★酒酔い運転 ⇒ 罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金  
違反点：35点、即免許取消し。免許再取得禁止3年

★酒気帯び運転 ⇒ 罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
違反点：13点(0.15mg以上0.25mg未満) 免許停止90日  
25点(0.25mg以上) 即免許取消し、免許再取得禁止2年

運行管理者は、毎日の点呼などの際、必ず飲酒運転に関しても注意・指導を実施すると共に、決められたルールは守って下さい。

(簡易アルコール検知器の有効活用)